

地域におけるエネルギー教育実践補助等事業 公募要領

エネルギー教育推進事業事務局

令和4年7月13日	初版発行
令和4年8月10日	第2版発行
令和4年10月24日	第3版発行

【注】この公募要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを事務局のホームページでご確認ください。

1. 本要領について

本要領は、資源エネルギー庁による令和4年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業（エネルギー教育推進事業）のうち、「地域におけるエネルギー教育実践補助等事業」（以下「本事業」という。）に関する要件等を記載したものである。

本要領は、今後、予告なく改訂されることがある。また、本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、中断又は中止されることがある。

2. 本事業の目的等

エネルギーはあらゆる国民生活、産業活動を支える基礎であり、そのエネルギー源の大宗を海外に依存する我が国の現状について、科学的知見やデータ等に基づいた客観的で多様な情報提供を行い、子供の頃から理解することは、社会人へと成長し、エネルギー政策に国民として関与していく主体となった際に、適切な判断を行っていく上で大いに役立つこととなる。本事業では、小学校及び中学校などでの授業や課外活動などによるエネルギー教育の実践の促進等を通じて、次世代層がエネルギー全般に関する関心と理解を深め、将来においてエネルギーに対する適切な判断と行動を行うための基礎を構築することを目的とする。

より具体的に、本事業では、全国の小学校及び中学校などにおける生徒・教員がエネルギー教育に資する施設見学等を実施する際、その費用の一部を補助する。また、企業をはじめとする地域の関係者等による出前授業に係る費用や全国の小学校及び中学校などにおける教員がエネルギー教育に資する各種セミナー等へ参加する際の費用等についても、その一部を補助する。

3. 公募期間

令和4年7月22日から令和4年12月31日までとする。

なお、事務局は、資源エネルギー庁との協議により、公募期間の延長ないし追加募集を行う場合がある。

4. 経費対象期間

交付決定日から令和5年2月14日までとする。

5. 補助対象者

本事業の申請者は、以下の要件を全て満たさなければならない。

要件①

以下のいずれかに該当すること。

- ・日本国内に所在する小学校又は中学校（公立・私立を問わない／中高一貫校を含む）における生徒・教員
- ・エネルギー教育の普及に寄与する活動をしている個人・団体

要件②

エネルギー教育活動について具体的な取組みを実施ないし検討していること。

例) 事務局が開設している「未来を考える・創る SDGs エネルギー学習推進ベースキャンプ」(<https://energy-kyoiku.go.jp/>) (以下「ポータルサイト」という。) に掲載されている学習コンテンツ等を活用したエネルギー教育活動を実施ないし検討している。

要件③

代表者やその他の構成員が各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと。また、これらの反社会的勢力が申請者の活動に事実上関与していないこと。

6. 補助対象活動

本事業において申請する活動は、以下のいずれかに該当すること。

・エネルギー教育に資する関連施設の見学

例) エネルギー多消費型産業（鉄鋼業、化学工業、機械製造業、窯業・土石製品製造業、パルプ・紙製造業等）、電気事業、ガス事業などの関連施設、及び全国の科学館など、エネルギー教育に資する関連施設の見学

・企業や地域関係者によるエネルギーを題材とした出前授業の実施

例) ポータルサイトに掲載されている出前授業又はこれらと同様の出前授業の実施

・エネルギー教育に資する各種セミナーの開催または参加

例) ポータルサイトに掲載されているセミナー又はこれらと同様のセミナーないしエネルギー又はエネルギー教育分野の専門家などが講師を務めるセミナーの開催又は参加

7. 補助対象費用

本事業において申請する費用は、以下の要件を全て満たさなければならない。

要件①

申請するエネルギー教育活動の実施に伴う費用であること。

例) 施設見学に伴う交通費、施設入館料、出前授業の講師に対する謝金、セミナー開催に伴う会場費、セミナー参加に伴う交通費、参加料など。(ただし、出前授業の講師に対する 20,000 円を超える謝金、セミナーの講師に対する謝金、

日当・宿泊費及び交通費は対象外とする。また、申請者の資産となり得る物品類（有形/無形を問わず）の取得に係る費用も対象外とする。）

要件②

申請するエネルギー教育活動は、原則、申請者の所在地と隣接する都道府県までの活動とし、その範囲内での費用であること。

8. 補助金交付額の算定

小学校・中学校からの申請については、上記要件に合致する費用の70%とする。ただし、1校あたり150,000円又は1人あたり3,000円のいずれか低い方を上限とする。

個人・団体からの申請については、上記要件に合致する費用の70%とする。ただし、1個人・団体あたり150,000円又は1人あたり30,000円のいずれか低い方を上限とする。

9. 仮申請

申請者は、ポータルサイトの専用ページ（<https://energy-kyoiku.go.jp/support>）より仮申請フォームに必要事項を入力するとともに、補助対象活動の費用の積算資料（様式1）を当該ページよりアップロードする方法で提出すること。また、申請内容について事務局より問い合わせ等を行う場合があるので、申請者は、仮申請が受理された旨の通知メール及び積算資料を保管しておくこと。

なお、同一の学校／個人・団体による複数の仮申請があった場合、最新のもののみを審査の対象とする。

10. 審査方法

申請者からの仮申請に基づき、事務局は、資源エネルギー庁と協議しつつ、本事業における採択案件を決定する。

なお、審査は申請の先着順で行うこととし、採択案件の補助金の合計額が本事業の予算額を超えた時点で公募を終了するとともに、申請済み（審査待ち）の案件については不採択とする。

11. 審査結果の通知

審査結果は、事務局から申請者に対してメールにて通知する。申請内容に不備が無ければ、1週間から2週間程度で通知される。

1 2. 本申請

本事業において採択された場合、申請者は、事務局の指示にしたがって、補助金交付申請書（様式2）を作成の上、学校／団体の代表者の推薦状、補助対象活動の費用の積算資料及び誓約書とともに提出すること。

なお、事務局より補助金の交付決定を通知する際、本事業の適正な遂行に必要な範囲において条件を付す場合がある。

1 3. 活動報告書等の提出

申請者は、申請した活動の実施後は速やかに、事務局の指示にしたがって、活動報告書（様式3）及びアンケート（様式4）を作成の上、提出すること。

1 4. 補助金額の確定

事務局は、申請者から提出された活動報告書の内容を精査の上、実際に交付する補助金額を確定し、申請者に通知する。

申請者は、当該通知を受けた後は速やかに、事務局の指示にしたがって、補助金の振込先に関する情報（口座名義人、口座番号等）を登録すること。

1 5. 補助金の交付

事務局は、申請者から登録された振込先に関する情報を踏まえて、補助金を振り込む。登録内容に不備が無ければ、2か月程度で振り込まれる。

1 6. その他留意事項

採択の取り消し及び補助金の返還

本事業の補助対象として採択された後、虚偽の申請等が判明した場合、事務局は、当該採択を取り消し、補助金を交付しないものとする。補助金の全部又は一部を交付しているときは、事務局は、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

実施に係る証憑の確保と検査への協力

申請者は、申請した活動を実施したことが確認できる書類、領収書や納品書等の経費証憑等を申請日から起算して5年間、保存しなければならない。

また、事務局又は資源エネルギー庁から求めがあった際は、これらの書類等を速やかに提出するとともに、事務局又は資源エネルギー庁による調査等に協力すること。

効果検証への協力

申請者は、事務局から求めがあった場合は、その効果検証に可能な限り協力するとともに、事務局の本事業報告書への事例掲載等に同意すること。

他の補助事業等との併用

本事業で補助を受ける経費については、他の補助事業等の併用はできない。

1 7. 問合せ先

エネルギー教育推進事業事務局

電話番号： 03-6228-4646

メールアドレス： support@energy-kyoiku.go.jp